

今回は、会社の上司によるパワー・ハラスメントにより精神障害を発病したとして労働者災害補償保険（労災保険）に請求があつた事例についてのお話です。

# 監督署の窓

## パワーハラスメント と精神障害の認定



せんでした」「あまりにミスが多かったので、この程度の仕事をともにできなないのでですかと言いました」「バカとは絶対に言つていません」「そんなに仕事が嫌なら辞めてもらつても構わないという趣旨のことは言いました」「机を叩いたのではなく、書類の束を机に置いた時にちょっと大きな音がしただけです」等々でした。

同僚などに調査を進めたところ、「Aさんは本当に役に立ちませんでし  
た」「BさんはAさんのことが嫌いだつたと思います。私も好きではあります。私も好きではありませんが」「Bさんは声も大きくて、聞く人によつては怒鳴られているようにな  
うに聞こえると思いま  
す」「Aさんを中傷する

「どうな言葉は聞いたことはありません」「私もミスをしてBさんにはよく怒られました」等々の話を聞くことができました。皆さんどう思われますか。「あまり要領の良くないであろうAさんが、すぐにかつとなるBさんにいじめられていたからかわいそうだ」又は「Aさんは仕事ができないから叱られても当然だ」など、読み方（読む人）によってかなり印象が違つてくると思いませんか。これらを、客観的に公平に判断するのは結構難しいことなのです。

「業務による心理的負荷評価表」の中の「（ひどい）嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に当てはめ出来事評価しました。

認定に当たつては、BさんがAさんにとつた言葉や態度のうち事実は何かを特定したうえで、それらが客観的にみて「いじめ」や「嫌がらせ」に当たるかどうかが問題となるのですが、発言内容が業務指導の範囲内であるかどうか、人格や人間性を否定するような言動が含まれていたかどうか執拗であつたかどうかなどにより判断されます。

さらに、Aさんの訴えに對して会社側がどのような対応策をとつたか、その対応策が適切であつたかどうかの判断、長時間労働の有無などが加えられ、請求人自身の傷病歴や業務以外の出来事評価を参考にして最終的に判断することとなります。